

山口労働局第10次粉じん障害防止総合対策

山口労働局では、粉じん障害防止対策をより一層推進するため、「山口労働局第10次粉じん障害防止総合対策（令和5年度～令和9年度）」を策定しました。事業者の方におかれましては、この総合対策に基づき、粉じん障害防止のための措置を徹底するとともに、粉じん作業に従事する労働者の方も、事業者が講じる措置を実施しましょう。



第10次粉じん障害防止総合対策の詳細については、右の資料をご参照ください。⇒

重点事項

1. 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底
2. ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
3. じん肺健康診断の着実な実施
4. 離職後の健康管理の推進

1 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底

労働者に対し、防じんマスクなどの使用の必要性について教育を行い、「粉じん保護具着用管理責任者」を選任し、以下のことを実施させましょう。

- 呼吸用保護具の選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導
- 呼吸用保護具の保守管理及び廃棄
- 呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、フィルタの交換の管理
- フィルタの交換を記録する台帳の整備
- 呼吸用保護具の適正な着用

注意：法令上必要にもかかわらず、現場監督など事業者側の判断により、防じんマスクなどを外させることは認められていません。

～第三管理区分の作業場での作業には、測定に基づく適切な呼吸用保護具を使いましょう！～

令和6年4月から、作業環境測定の評価結果が連続して、第3管理区分と評価され、その改善が困難な場所では、呼吸用保護具によるばく露防止対策を講じる必要があります。



「呼吸用保護具によるばく露防止対策」については、右の資料をご参照ください。⇒

<電動ファン付き呼吸用保護具を使いましょう>

電動ファン付き呼吸用保護具は、防護性能が高く、楽に呼吸ができます。じん肺管理区分が管理2、管理3イの労働者に粉じん作業をさせる場合は、電動ファン付き呼吸用保護具を使用させることが望ましいです。



「ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」が改正されました。

1. 「ずい道等の掘削等作業主任者の職務」を追加
2. 「粉じん発生源に係る措置」の強化
3. 「換気装置等による換気」の強化
4. 「粉じん目標濃度レベル」の引き下げ（強化）と、改善措置の充実
5. 「呼吸用保護具の使用基準」の強化
6. 「粉じん濃度等の測定結果等の周知」の充実
7. 切羽に近接する場所の「空気中の粉じん濃度等の測定」の実施（新設）
8. 測定結果に応じた「呼吸用保護具の選択及び使用」（新設）



「ずい道建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の改正内容については、右の資料をご参照ください。⇒

労働者の健康管理のため、以下のじん肺健康診断を実施する必要があります。また、じん肺健康管理実施状況報告は**毎年**提出が必要です。

じん肺健診の種類	対象者 ※ 一部記載を省略しています		実施頻度 (時期)
① 就業時健康診断 〔じん肺法第7条〕	新たに常時粉じん作業に従事することになった労働者		就業の際
② 定期健康診断 〔じん肺法第8条〕	現在、常時粉じん作業に従事する労働者	(下記の労働者を除く) 左記に該当し、じん肺管理区分が管理2または管理3の労働者	3年に1回 1年に1回
	過去に常時粉じん作業に従事したが、現在は非粉じん作業に従事する労働者	左記に該当し、じん肺管理区分が管理2の労働者 左記に該当し、じん肺管理区分が管理3の労働者	3年に1回 1年に1回
③ 定期外健康診断 〔じん肺法第9条〕	常時粉じん作業に従事する労働者が、労働安全衛生法第66条第1項または第2項の一般定期健康診断において、「じん肺所見あり」または「じん肺の疑いあり」と診断されたとき (じん肺管理区分が管理2、3、4と決定された者を除く)		遅滞なく
④ 離職時健康診断 〔じん肺法第9条の2〕	右記に該当する労働者が、離職の際にじん肺健康診断を行うよう求めたとき	現在、常時粉じん作業に従事	前回のじん肺健康診断の受診から1年6か月以上経過（下記の労働者を除く） じん肺管理区分が管理2または管理3の労働者であって、前回のじん肺健康診断の受診から6か月以上経過
		過去に常時粉じん作業に従事したが、現在は非粉じん作業に従事	じん肺管理区分が管理2または管理3の労働者であって、前回のじん肺健康診断の受診から6か月以上経過

じん肺管理区分2又は3の方は離職後、都道府県労働局に申請することにより健康管理手帳が交付され、健康管理手帳所持者は、**じん肺健康診断**を年1回**無料**で受けることができます。

健康管理手帳制度の詳細については、
右の資料17ページをご参照ください。⇒



～更なる対策活性化のために～

■ 粉じん障害防止総合対策推進強化月間

山口労働局第10次粉じん障害防止総合対策の実施活性化を図るため、「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」（9月1日～9月30日）中に、パトロールの実施、各種行事の開催をしましょう。

■ 粉じん対策の日の設定をしましょう。

毎月特定の日を「粉じん対策の日」に設定し、呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検、たい積粉じん除去のための清掃等を定期的の実施をしましょう。

■ 専門家による相談事業等を活用しましょう。

- ・ 独立行政法人労働者健康安全機構
山口産業保健総合支援センター

〒753-0051 山口市旭通り2丁目9-19 山口建設ビル4階
TEL：083-933-0105 FAX：083-933-0106

無料!

- ・ 下関地域産業保健センター（※労働者50人未満の事業場対象）

〒751-0831 下関市大学町2-1-2 下関市医師会内
TEL：083-252-2285 FAX：083-255-0726

ワンポイント



— 問い合わせ先 —

- 山口労働局 労働基準部 健康安全課
〒753-8510 山口市中河原町6-16
山口地方合同庁舎2号館

TEL：083-995-0373

- 下関労働基準監督署 安全衛生課
〒750-8522 下関市東大和町2-5-15

TEL：083-237-2166

山口労働局
H P ⇒

